

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 3 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例について説明を求める請願8		
提 出 者	高 田 徳 子 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。</p> <p>ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p>		
	<p>○質問1・・・H21年監査委員報告で附属機関のあり方について指摘があり、これは極めて重いものですが、市はそのことから違法性に気付いていたと言えます。</p> <p>たとえば、策定審議会だけでなく、出雲市の監査では本市の『あんき会』に当たる市民懇話会や条例案検討会も違法と認識されており、そうすると、原案を作った『あんき会』『策定審議会』、さらに、この条例は憲法というあり得ない偽りを住民に流布して得た『パブコメ』も無効であり、それを一切あんき会や策定審議会、及び議会に言わなかったことは、市は故意に審議会や議会を騙したことになりませんか？</p> <p>議会はなぜこのことに抗議しないのですか？それが民意なのですか？私たち一般住民には理解しがたいものがありますから、詳しく教えて下さい。</p> <p>○質問2・・・違法な策定審議会案を一文字も変えずにそのまま議決しており、皆様は、違法なものを議決したことになりませんか？</p>		

○質問3・・・本年6月定例会の請願第3号は、議会の議決のあり方そのものに異議を唱えているものではなく、各議員の不採択理由は請願の本意とずれていませんか？

- ①市は策定過程からさんざん『この条例は憲法』だとあり得ないことを言い、住民等や策定審議会委員及び議会・議員に間違った認識を流布してきたことはどのようにお考えになりますか？
- ②議会は違法な状態で作られた議案であることを市から知らされず、騙されて議決したことをどの様にお考えでしょうか？
- ③上記①と②より、正しい認識のもとに再度審議して議決をすることが議会の責務であり、住民から負託を受け税金で活動している議員として当然の責任ではないですか？
- ④策定過程等が違法である議案であっても『議会は議決したのだからそれで良い』とする今後において市が議会や議員を騙して上程した議案は有効ということでしょうか？
- ⑤市は議案及びその背景などに嘘、偽り、過ちがあっても、それを隠してウソをついても議決させてしまえば良い、つまり『騙した者勝ち』を議会が認めた実績を残すことになってしまいますが、それは今後の安城市（住民、市、議会）のためにはならないのでしょうか？議会として毅然とした態度が必要ではないのでしょうか？

請願事項

上記質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。なおメールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。

要

旨